

議 事 日 程 (3)

令和4年9月13日 午前10時00分開会

日程第1 発言の取り消しについて

- 第2 議案第39号 芦屋町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 第3 議案第40号 芦屋町地域福祉計画推進委員会設置条例の一部を改正する条例の制定について
- 第4 議案第41号 芦屋町私債権管理条例の制定について
- 第5 議案第42号 芦屋町環境美化推進委員会設置条例の制定について
- 第6 議案第43号 芦屋町バス条例の一部を改正する条例の制定について
- 第7 議案第44号 芦屋町保育所設置条例及び芦屋町立保育所苦情解決第三者委員設置条例を廃止する条例の制定について
- 第8 議案第45号 令和3年度芦屋町モーターボート競走事業会計未処分利益剰余金の処分について
- 第9 議案第46号 令和4年度芦屋町一般会計補正予算(第4号)
- 第10 議案第47号 令和4年度芦屋町モーターボート競走事業会計補正予算(第2号)
- 第11 認定第1号 令和3年度芦屋町一般会計決算の認定について
- 第12 認定第2号 令和3年度芦屋町地方独立行政法人芦屋中央病院貸付金特別会計決算の認定について
- 第13 認定第3号 令和3年度芦屋町国民健康保険特別会計決算の認定について
- 第14 認定第4号 令和3年度芦屋町後期高齢者医療特別会計決算の認定について
- 第15 認定第5号 令和3年度芦屋町国民宿舎特別会計決算の認定について
- 第16 認定第6号 令和3年度芦屋町給食センター特別会計決算の認定について
- 第17 認定第7号 令和3年度芦屋町モーターボート競走事業会計決算の認定について
- 第18 認定第8号 令和3年度芦屋町公共下水道事業会計決算の認定について
- 第19 議案第48号 芦屋釜の里収蔵展示施設改修工事請負契約の締結について

追加日程第1 妹川議員に対する辞職勧告決議について

【出席議員】 (12名)

1番 内海 猛年 2番 中西 智昭 3番 長島 毅 4番 萩原 洋子
5番 信国 浩 6番 本田 浩 7番 松岡 泉 8番 妹川 征男
9番 小田 武人 10番 川上 誠一 11番 横尾 武志 12番 辻本 一夫

【欠席議員】 (なし)

【欠員】 (なし)

事務局出席職員職氏名

局長 福田 雅代 書記 横田 和雄 書記 梶山 未彩

説明のために出席した者の職氏名

町長	波多野茂丸	副町長	中西新吾	教育長	三柵賢二
モーターボート競走事業管理者	藤崎隆好	会計管理者	藤永詩乃美	総務課長	松尾徳昭
企画政策課長	池上亮吉	芦屋港活性化推進室長	水摩秀徳	財政課長	佐竹 功
都市整備課長	山下洋二	税務課長	村尾正一	環境住宅課長	小田武文
住民課長	溝上竜平	福祉課長	智田寛俊	健康・こども課長	志村亮二
産業観光課長	浮田光二	芦屋釜・歴史文化課長	新郷英弘	学校教育課長	木本拓也
生涯学習課長	本石美香	ボートレース事業局次長	井上康治	企画課長	中野功明
事業課長	新開晴浩				

【傍聴者数】 8名

午前 10 時 00 分開会

○議長 辻本 一夫君

おはようございます。

ただいま出席議員は 12 名で、会議は成立いたします。それでは直ちに本日の会議を開きます。

日程第 1. 発言の取り消しについて

○議長 辻本 一夫君

まず日程第 1、発言の取り消しについてを議題といたします。

執行部から発言の申出がありましたので、これを許可します。町長。

○町長 波多野 茂丸君

皆さん、おはようございます。

私は 9 月 2 日の本会議において、妹川議員の公文書の管理に関する一般質問について反問権を行使しました。しかしながら、その内容は妹川議員の質問内容と関係のないものであり、私の思い違いにより誤って反問したものです。このため後日、別紙のとおり発言の取消しを申入れしました。今後はこのようなことがないように十分注意してまいります。関係者の皆様には大変御迷惑をおかけしましたことを深くおわび申し上げます。

なお、妹川議員の一般質問に対し答弁できなかったことについては、後ほど担当課長より説明をさせます。

以上です。

○議長 辻本 一夫君

お諮りします。この発言取消しの申出を許可することに、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 辻本 一夫君

御異議なしと認めます。よって、町長からの申出は許可することに決定いたしました。

産業観光課長。

○産業観光課長 浮田 光二君

9 月 2 日の一般質問において妹川議員の質問に対し、即答できなかった点についておわびし、回答いたします。

「なぜ文書が消されているのか。」という御質問でございますが、原因は事務のミスによるものでございます。今回の件について調べた結果、作成過程の文書と最終的に決裁を受けた文書、2 つの文書が存在するという事務のミスにより起こったものでございます。

今回の文書につきましては庁内の経緯報告文書であり、窓口での対応などについては日時、来

庁者、対応者、その対応の主な概要を記すものとして資料作成いたしております。また、会議の議事録などと違い概要を報告するものであり、文書作成の過程において既に公表や報告をしていることなどは省略し、作成しております。そのため、「埋立て工事は町が発注したのか⇒していない」という表記は報告済みの内容であり、既に承知の事実であったことから経過報告文書では省略し、決裁文書を作成いたしました。しかし、決裁文書のほかに「埋立て工事は町が発注したのか⇒していない」の一文が入った決裁前の作成過程文書もデータ保存されていたため、作成過程であった文書データと決裁文書データ、今回の件では2つの文書データが存在することとなってしまいました。

その後、妹川議員からの資料請求に対し、回答（令和3年11月10日）を行いました。決裁文書を一部非公開とした回答をした認識でしたが、データとして残ってありました決裁前の作成過程であった一文の表記があるものを決裁文書と誤り、そのまま非公開部分の処理を行い回答を行ったものでございます。また、その後の情報公開において回答（令和3年12月14日）したものは、決裁文書（一文の表記がないもの）を非公開部分の処理を行い回答したため、結果として以前に妹川議員へ回答した文書から一文が消えた形となってしまいました。

次に、「どちらの文書が正しいのか。」という御質問でございますが、2つの文書はどちらも公文書です。情報公開に対し回答した文書（令和3年12月14日付）が決裁を受けた文書です。

このたびは資料請求及び情報公開に関する事務執行におきまして御迷惑をおかけし、誠に申し訳ございませんでした。今後このようなことがないよう事務文書の取扱いには慎重を期し、再発防止に努めてまいります。誠に申し訳ございませんでした。

○議長 辻本 一夫君

それでは次に、日程第2（「議長」と呼ぶ者あり）妹川議員、何ですか。

○議員 8番 妹川 征男君

この件については、町長のほうの思いについてはね、それはそれでいいけど、今の内容についての質疑応答はないんですか。

○議長 辻本 一夫君

ありません。報告だけです。

それでは次に、日程第2、議案第39号から日程第18、認定第8号までの各議案については、それぞれの委員会に審査を付託しておりましたので、これを一括して議題とし、それぞれの審査結果の報告を求めたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 辻本 一夫君

御異議なしと認め、さよう決定いたしました。

まず、総務財政委員長に審査結果の報告を求めます。総務財政委員長。

○総務財政常任委員会委員長 横尾 武志君

報告第10号、芦屋町議会議長、辻本一夫殿、総務財政常任委員会委員長、横尾武志。

総務財政常任委員会審査結果報告書。本委員会に付託された事件は、審査の結果、次のとおり決定したので、会議規則第77条の規定により報告をいたします。

記

議案第39号、満場一致、原案可決。

議案第45号、満場一致、原案可決。

議案第46号、満場一致、原案可決。

議案第47号、満場一致、原案可決。

認定第1号、賛成多数、認定。

認定第2号、満場一致、認定。

認定第7号、満場一致、認定。

認定第8号、満場一致、認定。

以上であります。

○議長 辻本 一夫君

次に、民生文教委員長に審査結果の報告を求めます。民生文教委員長。

○民生文教常任委員会委員長 松岡 泉君

それでは報告いたします。

芦屋町議会議長、辻本一夫殿、民生文教常任委員会委員長、松岡泉。

民生文教常任委員会審査結果について、本委員会に付託された事件は審査の結果が決定しましたので、会議規則第77条の規定により報告いたします。

議案第40号、満場一致、原案可決。

議案第41号、賛成多数、原案可決。

議案第42号、満場一致、原案可決。

議案第43号、満場一致、原案可決。

議案第44号、満場一致、原案可決。

議案第46号、満場一致、原案可決。

認定第1号、賛成多数、認定。

認定第3号、賛成多数、認定。

認定第4号、賛成多数、認定。

認定第5号、満場一致、認定。

認定第6号、満場一致、認定。

以上で報告を終わります。

○議長 辻本 一夫君

以上で報告は終わりました。

引き続き、それぞれの常任委員長及び議会運営委員長から、閉会中の継続調査申出書が別紙のとおり提出されておりますので、報告いたします。

ただいまから、それぞれの審査結果の報告について質疑を行います。

まず、総務財政委員長に対する質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 辻本 一夫君

ないようですから、総務財政委員長に対する質疑を打ち切ります。

次に、民生文教委員長に対する質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 辻本 一夫君

ないようですから、民生文教委員長に対する質疑を打ち切ります。

以上で質疑を終わります。

ただいまから討論及び採決を行います。

まず日程第2、議案第39号の討論を許します。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 辻本 一夫君

ないようですから、討論を終わります。

ただいまから採決を行います。

お諮りします。日程第2、議案第39号について、委員長報告のとおり原案を可決することに賛成の方の挙手をお願いします。

〔挙 手〕

○議長 辻本 一夫君

満場一致であります。よって、議案第39号は原案を可決することに決定いたしました。

次に日程第3、議案第40号の討論を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 辻本 一夫君

ないようですから、討論を終わります。

ただいまから採決を行います。

お諮りします。日程第3、議案第40号について、委員長報告のとおり原案を可決することに賛成の方の挙手をお願いします。

[挙手]

○議長 辻本 一夫君

満場一致であります。よって、議案第40号は原案を可決することに決定いたしました。

次に日程第4、議案第41号の討論を許します。川上議員。

○議員 10番 川上 誠一君

10番、川上です。議案第41号、芦屋町私債権管理条例の制定について反対の立場から討論をいたします。

第1に、提案の条例は町民へのより一層の機械的な徴収強化につながり、住民生活を脅かすからです。委員会の審議の中でも債権回収の体制の強化を図り、差押えなどを行い、私債権の管理の適正化を図る等の説明がありました。町の債権には公債権と私債権があります。町の公債権(国保料・保育料・下水道料等)は強制徴収公債権であり、町が滞納債権について地方税法による滞納処分(給与・預貯金・不動産の差押えなど)を行うことができます。私債権(町営住宅・給食費等)は非強制徴収公債権であり、個別の法律に根拠規定がないために滞納処分が行えない債権です。よって、裁判所を介した手続を経ないと強制執行はできませんでした。しかし、この私債権管理条例の第8条では強制執行ができることが明記されています。この条例を制定することにより債権徴収をさらに強化すれば、困難な町民生活を一層脅かすこととなります。昨年の公債権による差押えは103件ありました。私債権の滞納処分が加われば、さらに差押え件数が増えていくことは避けられません。

第2に、自治体の役割を弱めることが進むからです。地方自治体の役割は憲法と地方自治法に規定されている福祉の増進です。芦屋町の行う債権回収は、民間の債権回収業務と同じではありません。公共の福祉を担うという町の役割は、債権回収の分野でも町民生活を守るという視点が最大限尊重されなければなりません。滋賀県野洲市は債権管理条例の目的に「市民生活の安心の確保」を明記しています。野洲市ではこの市民生活の安心確保の条項を具体化するため、条例に基づいて債権回収マニュアルを策定し、市民の生活支援を柱に据えて市民生活を応援しています。第6条の徴収停止では、「債務者が著しい生活困窮状態、生活保護の適用を受けているとき、又はこれに準ずる状態にあり、これを履行させることが著しく困難又は不適當であるときは、以後その保全及び取立てをしないことができる」としています。

さらに再建優先という考え方で対応し、債権滞納を解決し、生活再建を進めるため「くらし支えあい条例」をセットでつくり、滞納を市民生活の支援のきっかけにするとし、「市は、その組織及び機能の全てを挙げて生活困窮者等の発見に努め、発見したときは諸課題の解決及び生活再

建を図るための相談に応じ、情報提供と助言その他の支援を行う」と規定しています。2016年度の資料を見ると新規相談者179人、就労支援相談146人、就職決定96人の実績を上げています。担当の職員は「市民の命を守るのが私たち公務員の仕事」、「市民からのSOSに気づいた人が生活支援課に情報を入れることが当たり前になりつつある。」と話しています。これが行政のあるべき姿ではないでしょうか。

第3に、現行制度の下に実施している債権徴収手続でも徴収事務と消滅手続は可能であるということです。第5条の台帳の整備は条例で定めなくともできますし、第13条の放棄についても私債権で援用をすれば議会の議決は不要であり、権利は消滅できます。破産法等の他の債権放棄の事項についても、新たな条例制定を行わなくても債権徴収事務は可能です。

最後に、人は社会生活において税や保険料、使用料など負担は当然発生します。町民にとっては頑張って払いたい、役割を果たしたいのですが、負担が重くて払いたくても払えない人がいるのです。そのような町民にしっかりと寄り添い、生活再建まで支援に力を尽くすこと、これが芦屋町の役割ではないでしょうか。そんな債権管理条例をつくるべきであることを申し述べて、反対討論といたします。

○議長 辻本 一夫君

そのほかありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 辻本 一夫君

ないようですから、討論を終わります。

ただいまから採決を行います。

お諮りします。日程第4、議案第41号について、委員長報告のとおり原案を可決することに賛成の方の挙手をお願いします。

〔挙 手〕

○議長 辻本 一夫君

賛成多数であります。よって、議案第41号は原案を可決することに決定いたしました。

次に日程第5、議案第42号の討論を許します。ありませんか。萩原議員。

○議員 4番 萩原 洋子君

議案第42号、芦屋町環境美化推進委員会設置条例の制定について、賛成の立場で討論させていただきます。

芦屋町は、様々な観光資源のある町と言っても過言ではありません。そのため、町の環境美化はとても重要になってまいります。今まで町の環境美化は、芦屋町環境美化推進委員会設置規約の下で行われてまいりました。しかし今回、この組織を条例に基づく町の附属機関として設置し

直すことで、芦屋町における環境美化の促進及びその保持がより図られるのではないかと思います。また、飼い主のいない猫については、多くの町民の方からも環境被害を訴える声がありました。しかしながら、飼い主のいない猫を減らすことは容易なことではありません。そのため、これを所掌事務に加えること、さらに、必要時は委員の中に獣医師や弁護士などの専門性を持った方の参加も想定しているとのことで、よりスピード感を持って、清潔で美しいまちづくりが進むのではないかと期待し、私はこの条例制定に賛成いたします。

○議長 辻本 一夫君

そのほかありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 辻本 一夫君

ないようですから、討論を終わります。

ただいまから採決を行います。

お諮りします。日程第5、議案第42号について、委員長報告のとおり原案を可決することに賛成の方の挙手をお願いします。

〔挙 手〕

○議長 辻本 一夫君

満場一致であります。よって、議案第42号は原案を可決することに決定いたしました。

次に日程第6、議案第43号の討論を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 辻本 一夫君

ないようですから、討論を終わります。

ただいまから採決を行います。

お諮りします。日程第6、議案第43号について、委員長報告のとおり原案を可決することに賛成の方の挙手をお願いします。

〔挙 手〕

○議長 辻本 一夫君

満場一致であります。よって、議案第43号は原案を可決することに決定いたしました。

次に日程第7、議案第44号の討論を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 辻本 一夫君

ないようですから、討論を終わります。

ただいまから採決を行います。

お諮りします。日程第7、議案第44号について、委員長報告のとおり原案を可決することに賛成の方の挙手をお願いします。

[挙 手]

○議長 辻本 一夫君

満場一致であります。よって、議案第44号は原案を可決することに決定いたしました。次に日程第8、議案第45号の討論を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 辻本 一夫君

ないようですから、討論を終わります。ただいまから採決を行います。

お諮りします。日程第8、議案第45号について、委員長報告のとおり原案を可決することに賛成の方の挙手をお願いします。

[挙 手]

○議長 辻本 一夫君

満場一致であります。よって、議案第45号は原案を可決することに決定いたしました。次に日程第9、議案第46号の討論を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 辻本 一夫君

ないようですから、討論を終わります。ただいまから採決を行います。

お諮りします。日程第9、議案第46号について、委員長報告のとおり原案を可決することに賛成の方の挙手をお願いします。

[挙 手]

○議長 辻本 一夫君

満場一致であります。よって、議案第46号は原案を可決することに決定いたしました。次に日程第10、議案第47号の討論を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 辻本 一夫君

ないようですから、討論を終わります。ただいまから採決を行います。

お諮りします。日程第10、議案第47号について、委員長報告のとおり原案を可決することに賛成の方の挙手をお願いします。

[挙 手]

○議長 辻本 一夫君

満場一致であります。よって、議案第47号は原案を可決することに決定いたしました。

次に日程第11、認定第1号の討論を許します。本田議員。

○議員 6番 本田 浩君

6番、本田です。日程第11、認定第1号、令和3年度芦屋町一般会計決算の認定について賛成討論を行います。

コロナが収まらない2年目の芦屋町の収入向上のため、執行部をはじめ職員一丸となって現年課税分や滞納繰越し分の徴収強化に鋭意努力され、徴収率の向上や差押えの徴収強化に取り組まれた結果、前年よりも徴収率が向上していることの成果が現れています。また支出についても、コロナ対策として芦屋町独自の支援策を実施され、町民の方から喜びの声と町外の方からは「芦屋町はいいね。」とお聞きしています。その効果が町民の笑顔につながっています。

令和3年度、主要な施策の成果及び予算執行の概要書の内容を見ますと、歳入として過疎対策事業債ハード分、ソフト分での有効的かつ効果的な施策としての歳入が上がっています。また、がんばれ芦屋町ふるさと応援寄附金として、ふるさと納税に関しても努力されている結果として、応援寄附金が確実に年を追うごとに増額をしています。

歳出として、消防費として町民の安全・安心を確保する地域情報伝達システム整備工事が完了しました。このことは、防災に限らず必要な情報を随時、瞬時に町内全域に配信することが可能となりました。また、いつ何どきに地域に発生するかもしれない災害対策として、地域の防災リーダーを育成する防災士育成事業は、教本代、受験料、登録料を町が負担し、新たな防災士誕生へと防災対策の取組強化が実施されました。また、公園費としては子供たちの安全・安心のための公園コンクリート遊具整備計画が実施され、危険を伴うコンクリート遊具から安全・安心な遊具へと、子供たちが遊ぶ際の安全な工事が実施されています。

このほかにも最少の経費で最大の効果が現れるような、費用対効果を意識された施策が施策の成果の中に多数計上されており、評価できることをもって賛成討論とします。

○議長 辻本 一夫君

そのほかありますか。川上議員。

○議員 10番 川上 誠一君

認定第1号、令和3年度芦屋町一般会計決算の認定について反対の立場から討論いたします。

第1に、福岡県介護保険広域連合に拠出をしている介護保険の問題です。第8期保険料はAグループで月額8,048円が7,203円に、Bグループで6,197円が5,527円に、Cグループで5,258円が4,814円に引き下げられましたが、年金生活者にはなお負担が重た

く、その負担に到底耐えられないことは明白です。「介護保険料が高く、年金から天引きされると生活できない。」「将来、働くことができなくなったときが不安だ。」などの声が寄せられ、高齢者は悲鳴を上げています。また、介護事業所は賃金が低くコロナ対策でさらに疲弊していますし、ヘルパーの高齢化が進行し人材確保が急務となっています。現場の処遇改善と国庫負担の増額、そして市町村の独自の支援で必要なサービスが受けられる介護保険制度にすることが求められています。ところが政府はそれに逆行し、要支援者だけではなく要介護と認定された人についても、本人が希望して市町村が認めれば総合事業の対象とする制度改変を行いました。また、特養老人ホームに入所される方の年金が月額10万円～12万円程度の方については、利用料の負担増を実施しています。さらに、住民税非課税世帯で年金収入120万円以上の方がショートステイを利用する場合の、1食当たりの食費負担も引き上げられました。高齢者が安心して介護が受けられ、高齢者の尊厳を守る介護保険制度に抜本的に変えることが求められています。

第2に、マイナンバー制度に関連する予算が上げられていますが、日本共産党はマイナンバー制度そのものに反対していますので認めることはできません。政府はマイナンバーカードの健康保険証との一体化を開始しました。今後、運転免許証との統合も計画しています。マイナンバーカードの利用を国民生活の様々な分野に拡大することは、個人情報集中や国家による一元管理の危険性が指摘されています。国は2万ポイントの付与などを行い、しゃにむに押しつけようとしています。国民の望んでいるわけではない国民取得を押しつけるべきではありません。

コロナ禍の中でマイナンバーカードの国民取得の推進を行うのではなく、今こそ医療と暮らし、営業に対する抜本的な支援に改めることが求められています。国の政治が住民の命と暮らしを追い詰めているときこそ地方自治の本旨に基づき、暮らし・福祉・教育を守ることが自治体の役割であり存在意義であることを申し述べて、反対討論といたします。

○議長 辻本 一夫君

そのほかありませんか。萩原議員。

○議員 4番 萩原 洋子君

認定第1号、令和3年度芦屋町一般会計決算の認定について、私は賛成の立場で討論させていただきます。

町が新型コロナ対策として行ったプレミアム付き商品券発行事業や生活応援商品券発行事業、町内事業者一時支援金など住民の満足度も高く、評価できる事業だったと思います。また、地域情報伝達システム整備工事や緑ヶ丘団地エレベーター設置工事など様々な形での住民の安全・安心の推進や、老朽危険家屋等解体補助金や定住促進奨励金では前年度より申請も増加し、人口減少が進む中、移住・定住の促進とともに町の環境美化にも効果を発揮したと思います。さらに、芦屋釜収蔵施設改修工事設計業務委託やレジャー港化における観光動向調査分析や外部人材募集

などの文化や観光振興にも取り組まれています。またマイナンバーカードにつきましては、これは国の施策でございまして、町はそれに準じて取り組んでいます。前年に比べ交付率はアップし、それに伴いコンビニ交付手数料も倍以上に増え、令和3年度に導入しましたタブレット端末や出張サービス等の効果はあったと評価しております。

最後に、令和2年度はコロナ禍の影響で様々な事業が中止となりましたが、令和3年度は感染対策を講じながら授業が再開されました。例えば人権講演会では、オンライン開催といった工夫などで実施できたことは評価できると感じました。ほかにも評価できる事業はありますが、全体をまとめますと町独自のコロナ対策とともに、住民が安心して暮らせるための施策や文化や観光振興など、幅広く事業展開されたことは評価できると思います。

よって、私はこの認定について賛成いたします。

○議長 辻本 一夫君

そのほかありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 辻本 一夫君

ないようですから、討論を終わります。

ただいまから採決を行います。

お諮りします。日程第11、認定第1号について、委員長報告のとおり認定することに賛成の方の挙手をお願いします。

〔挙 手〕

○議長 辻本 一夫君

賛成多数であります。よって、認定第1号は認定することに決定いたしました。

次に日程第12、認定第2号の討論を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 辻本 一夫君

ないようですから、討論を終わります。

ただいまから採決を行います。

お諮りします。日程第12、認定第2号について、委員長報告のとおり認定することに賛成の方の挙手をお願いします。

〔挙 手〕

○議長 辻本 一夫君

満場一致であります。よって、認定第2号は認定することに決定いたしました。

次に日程第13、認定第3号の討論を許します。川上議員。

○議員 10番 川上 誠一君

認定第3号、令和3年度芦屋町国民健康保険特別会計決算の認定について、反対の立場から討論いたします。

市町村が運営する国民健康保険は加入世帯主の4割が年金生活者などの無職、3割が非正規労働者で、低所得者が多く加入する医療保険です。ところが平均保険料は4人世帯の場合、同じ年収のサラリーマンの健康保険料の2倍になります。全国知事会、全国市長会、全国町村会などは、加入者の所得が低い国保が他の医療保険よりも保険料が高く、負担が限界になっていることを国保の構造問題だとし、これを解決するため1兆円の公費投入を行い国保料を引き下げることが国に要望し続けています。日本共産党は住民の命と健康、公的医療保険制度を守るため、高すぎる国保料を抜本的に引き下げ持続可能な制度にすることを求めるとともに、次の点を指摘するものです。

第1に国保の都道府県化の問題です。国は2018年から、それまで市町村ごとに分かれていた国保の財政を都道府県に集約する国保の都道府県化を行いました。この制度の最大の狙いは、市町村が一般会計から国保会計に繰り入れられている自治体独自の保険料軽減をやめさせ、その分を住民負担増に転嫁させることです。そのため2018年から標準保険料率、保険者努力支援制度など、自治体独自の公費繰入れをやりやすくする様々な取組を導入されました。さらに政府は、保険料の統一化の名で公費投入をやめさせる圧力を自治体に向け、都道府県が定める国保運営方針の目的に繰入れ解消を書き込ませる法律改悪まで強行しています。国保が都道府県化されても、地方自治の本旨、自治体の条例制定権を定めた憲法の下、自治体が独自の公費繰入れを行うことは可能です。国保料の引上げを抑え、住民の命を守る国保制度にすることが求められています。

第2に、高すぎる窓口負担の問題です。現役世代3割、高齢者1割～3割という窓口負担に住民は悲鳴を上げ、深刻な受診抑制が起こっています。ヨーロッパ諸国やカナダでは公費医療制度の窓口負担はゼロか、あっても少額の定額制です。応能負担の原則に沿って保険料や税の負担を求めつつ患者負担は低額に抑え、必要な医療を提供するのが公的医療の本来の在り方です。コロナ禍で苦しみ、物価高騰、年金削減など住民が困難なとき、命と健康、暮らしの支えとなるのが社会保障制度です。国の悪政から町民を守る防波堤の役割を果たすのが自治体の役割です。

このことを求めまして反対の立場を表明いたします。

○議長 辻本 一夫君

そのほかありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 辻本 一夫君

ないようですから、討論を終わります。

ただいまから採決を行います。

お諮りします。日程第13、認定第3号について、委員長報告のとおり認定することに賛成の方の挙手をお願いします。

[挙手]

○議長 辻本 一夫君

賛成多数であります。よって、認定第3号は認定することに決定いたしました。

次に日程第14、認定第4号の討論を許します。川上議員。

○議員 10番 川上 誠一君

認定第4号、令和3年度芦屋町後期高齢者医療特別会計決算の認定について、反対の立場から討論いたします。

後期高齢者医療制度は、75歳以上という年齢に達したらそれまでどんな保険に入っていたとしても、そこから切り離して75歳以上の高齢者だけを対象とする医療保険制度に強制加入させようとするものであり、日本共産党は制度発足当時から差別医療を持ち込むものだとして反対してきました。2008年の導入以来、7回にわたる保険料値上げが実施され、高齢者の生活を圧迫する最大要因となっています。しかもこの間、制度がスタートした際に導入した保険料の特例軽減を打ち切り、低所得者への大幅な保険料引上げを強行しました。その上、今年10月からは窓口負担の2割への引上げです。現在の1割負担の方のうち4人に1人、約25%の方が2割負担の対象となります。物価高騰、年金削減、コロナの心配など大打撃を受けている高齢者に、こんな負担増を強いることなど許されません。保険料・窓口負担の引上げをやめさせ、差別医療制度を廃止し、元の老人保健制度に戻すことを求めて反対討論といたします。

○議長 辻本 一夫君

そのほかありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 辻本 一夫君

ないようですから、討論を終わります。

ただいまから採決を行います。

お諮りします。日程第14、認定第4号について、委員長報告のとおり認定することに賛成の方の挙手をお願いします。

[挙手]

○議長 辻本 一夫君

賛成多数であります。よって、認定第4号は認定することに決定いたしました。

次に日程第15、認定第5号の討論を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 辻本 一夫君

ないようですから、討論を終わります。

ただいまから採決を行います。

お諮りします。日程第15、認定第5号について、委員長報告のとおり認定することに賛成の方の挙手をお願いします。

〔挙 手〕

○議長 辻本 一夫君

満場一致であります。よって、認定第5号は認定することに決定いたしました。

次に日程第16、認定第6号の討論を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 辻本 一夫君

ないようですから、討論を終わります。

ただいまから採決を行います。

お諮りします。日程第16、認定第6号について、委員長報告のとおり認定することに賛成の方の挙手をお願いします。

〔挙 手〕

○議長 辻本 一夫君

満場一致であります。よって、認定第6号は認定することに決定いたしました。

次に日程第17、認定第7号の討論を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 辻本 一夫君

ないようですから、討論を終わります。

ただいまから採決を行います。

お諮りします。日程第17、認定第7号について、委員長報告のとおり認定することに賛成の方の挙手をお願いします。

〔挙 手〕

○議長 辻本 一夫君

満場一致であります。よって、認定第7号は認定することに決定いたしました。

次に日程第18、認定第8号の討論を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 辻本 一夫君

ないようですから、討論を終わります。

ただいまから採決を行います。

お諮りします。日程第18、認定第8号について、委員長報告のとおり認定することに賛成の方の挙手をお願いします。

[挙手]

○議長 辻本 一夫君

満場一致であります。よって、認定第8号は認定することに決定いたしました。

次に、それぞれの常任委員長及び議会運営委員長から閉会中の継続調査について、それぞれ再付託の申出があります。つきましては、これを申出のとおり再付託することにしたいと思いますが、御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長 辻本 一夫君

御異議なしと認め、さよう決定いたしました。

以上で、討論及び採決を終わります。

次に、新たな議案が提出されております。

日程第19、議案第48号を議題といたします。

町長に提案理由の説明を求めます。町長。

○町長 波多野 茂丸君

それでは、本日追加提案いたしております契約議案につきまして、提案理由を御説明申し上げます。

議案第48号の芦屋釜の里収蔵展示施設改修工事請負契約の締結につきましては、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定に基づく契約議案でございます。芦屋釜の里収蔵展示施設改修工事について、請負契約を締結するものでございます。

以上、簡単ではございますが提案理由の説明を終わります。

なお、詳細につきましては質疑の折に御説明いたしますので、よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長 辻本 一夫君

以上で、提案理由の説明は終わりました。

ただいまから質疑を行います。

日程第19、議案第48号についての質疑を許します。ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長 辻本 一夫君

ないようですから、議案第48号についての質疑を打ち切ります。

以上で質疑を終わります。

お諮りします。日程第19、議案第48号については、民生文教委員会に審査を付託したいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 辻本 一夫君

御異議なしと認め、さよう決定いたしました。

ここで、しばらく休憩いたします。

午前10時42分休憩

.....

午前11時20分再開

○議長 辻本 一夫君

再開します。

お諮りします。日程第19、議案第48号については、民生文教委員会に審査を付託しておりましたので、これを議題とし、審査結果の報告を求めたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 辻本 一夫君

御異議なしと認め、さよう決定いたしました。

民生文教委員長に審査結果の報告を求めます。民生文教委員長。

○民生文教常任委員会委員長 松岡 泉君

それでは報告いたします。

芦屋町議会議長、辻本一夫殿、民生文教常任委員会委員長、松岡泉。

民生文教常任委員会審査結果について、先ほど本委員会に付託された事件は、審査の結果が決定しましたので、会議規則第77条の規定により報告いたします。

議案第48号、満場一致、原案可決です。

以上で報告を終わります。

○議長 辻本 一夫君

以上で報告は終わりました。

ただいまから、審査結果の報告について質疑を行います。

民生文教委員長に対する質疑を許します。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 辻本 一夫君

ないようですから、民生文教委員長に対する質疑を打ち切ります。

以上で質疑を終わります。

ただいまから討論及び採決を行います。

日程第19、議案第48号の討論を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 辻本 一夫君

ないようですから、討論を終わります。

ただいまから採決を行います。

お諮りします。日程第19、議案第48号について、委員長報告のとおり原案を可決することに賛成の方の挙手をお願いします。

〔挙 手〕

○議長 辻本 一夫君

満場一致であります。よって、議案第48号は原案を可決することに決定いたしました。

以上で、討論及び採決を終わります。（「議長」と呼ぶ者あり）横尾議員、何でしょうか。

○議員 11番 横尾 武志君

妹川議員の辞職勧告決議の動議を出します。

○議長 辻本 一夫君

ただいま、横尾議員から妹川議員の辞職勧告決議を求める動議が提出されました。賛成の方おられますか。（「賛成」と呼ぶ者あり）賛成者がおられますので、この動議は成立いたします。

お諮りします。この動議は緊急性がありますので、この動議を日程に追加し、追加日程第1とし、直ちに議題とすることに賛成の方の挙手を求めます。

〔挙 手〕

○議長 辻本 一夫君

賛成多数であります。よって、この動議を日程に追加し、追加日程第1として議題とすることは、可決することに決定いたしました。

追加日程第1. 妹川議員に対する辞職勧告決議について

○議長 辻本 一夫君

追加日程第1、妹川議員に対する辞職勧告決議についてを議題といたします。

本件については妹川議員の一身上に関する事件であるため、地方自治法第117条の規定により除斥となりますので、妹川議員の退場を求めます。（「議長」と呼ぶ者あり）横尾議員。

○議員 11番 横尾 武志君

趣旨説明はせんでいいのかな。

○議長 辻本 一夫君

あとです。

妹川議員、退席をお願いします。（「議長」と呼ぶ者あり）妹川議員。

○議員 8番 妹川 征男君

どんな内容か分かりませんが、地方自治法第何条——ちょっと条文は忘れましたが、それに基づいて私の意見、それからそういう辞職勧告の内容についての反論、そういう機会が与えられていると思います。突然のことですから第何条っちゅうことは分かりませんが、それに基づいて、私はその後ですね、この場をもちまして意見、そういうことを出したいと思います。

○議長 辻本 一夫君

妹川議員の申出に対しましては後ほど皆様にお諮りしますので、妹川議員の除斥を一旦求めます。

〔8番 妹川 征男君 退場〕

○議長 辻本 一夫君

ここで横尾議員の動議の趣旨説明を配付いたします。

〔趣旨説明の配付〕

○議長 辻本 一夫君

配付されたと思います。

それでは本件について、横尾議員に趣旨説明を求めます。横尾議員、演壇をお願いします。

○議員 11番 横尾 武志君

それでは、妹川議員への辞職勧告決議を求める動議の趣旨説明を行います。

6月21日、もう随分前になります。妹川議員が産業観光課の窓口で職員との対話中に激高し、カウンター越しに大声を上げるといった事件が発生いたしました。聞けば、そこには同僚の信国議員も同席していたそうですが、なぜこのような妹川議員の言動を阻止できなかったのか、非常に残念であります。

後日、町長から議長宛てに議員の言動に関する申入れ書が提出されました。そこには「妹川議員の怒声は産業観光課のみならず、隣の課にまで響き渡り、職員の中には恐怖を感じた者、事務や電話を一時中断した者もあり、町の事務執行に支障をきたした。このような言動は議員として極めて不適切であり、大変遺憾に思う。議員として良識ある言動に努めていただき、今後このような事が行われないよう議会として適切に対処してほしい。」と書かれております。

申入れを受け、議長が妹川議員と信国議員を呼んで事実確認を行ったところ、2人は「激高し

ていない。大声も上げていない。」と否認されたようですが、町から申入れ書が出されるような行為をなすこと自体が議員としてあるまじき行為であるとし、嚴重注意を行ったと聞いております。

妹川議員は、以前にも同じような事件を起こしています。そのときは、自身が代表を務める団体と北九州県土整備事務所との打合せ中に激高して席を立ち、「所長に合わせろ。」と大声を発し、対応した職員から「所長は出張して不在である。」旨を伝えられたにもかかわらず、職員の制止を振り切って所長室に侵入し、総務課カウンター付近で職員に対し、大声でどなる行為に及んでいます。

その後、同事務所の所長から、また、町長からも抗議文が議会に提出され、妹川議員は当時、議長であった私と一緒に同事務所に謝罪に伺いました。町に戻ってからも、議会全員協議会の場で同僚議員に謝罪し、町長にも謝罪をし、この議場においても皆様の前で謝罪をされたはずです。それなのに今回このような事件が発生したと聞いて、私は同僚議員として本当に情けないと感じております。心から反省していないから同じような過ちを繰り返すのではないのでしょうか。

いずれの場合も、議員による職員のパワーハラスメントです。ハラスメントとは、行った側はどう感じようと、受けた側がそれを不愉快に思ったり脅威に感じれば、それはハラスメントに当たります。議員は住民から選ばれ、その代表者として議会の構成員となるもので、選良という言葉で呼ばれるように人格・識見ともに優れた代表者でなければなりません。まして今回は、議長が注意したにもかかわらずその過ちすら認めない。町長から議長に対しこのような申入れ書が出されること自体、恥ずべきことです。議長宛ての文書になっていますが、この申入れは議長だけではなく芦屋町議会に対してなされているのです。その重大性を認識できていないと思われま

す。前回に引き続き、今回2度目です。妹川議員の言動は芦屋町議会の品位と名誉を傷つけるだけでなく、公人である町議会議員としての資質を欠いていると言わざるを得ません。

以上のことから、妹川議員に対する辞職勧告決議を求めるものであります。

以上です。よろしくお願いいたします。

○議長 辻本 一夫君

以上で、横尾議員の趣旨説明は終わりました。

ただいまから質疑を行います。

本件についての質疑を許します。ありませんか。信国議員。

○議員 5番 信国 浩君

今、動機について聞かせていただきました。

この中にですね、私、信国議員が同席していたということでありまして、なぜそこで制止をしなかったのかというところがございましたので、そこについての発言でよろしいでしょうか。

○議長 辻本 一夫君

どうぞ。

○議員 5番 信国 浩君

当日ですね、私も一緒に話を聞きに行ったんです。それは、町民の方からの情報提供がありましたので、それについての対応ということでありました。

そこで、行ったときに行政の対応が不適切であったために、文中では「激高した」とありますけれど、その「激高」というところではなく驚愕、驚いて声が大きくちゅうか、声がちょっと高まった、上ずったという話があったと思います。そこで私は……

○議長 辻本 一夫君

信国議員、信国議員。質疑です。質疑です。今の横尾議員に対する質疑です。

○議員 5番 信国 浩君

分かりました。

それでは、この内容のところでは2番目のところにですね——2番目だったかな。その申入れを受け……どこだったかなあ。（「議長、全然質疑になっとらん」と呼ぶ者あり）

○議長 辻本 一夫君

今、それ注意しました。質疑です。提出者に対する質疑をしてください。

○議員 5番 信国 浩君

はい、そうですね。（「何の質疑があるんか」と呼ぶ者あり）はい。（「何の質疑があるん」と呼ぶ者あり）

○議長 辻本 一夫君

横尾議員、今まだ発言中です。

○議員 5番 信国 浩君

ここで質疑は、この両者の対応、妹川議員のとした言葉、それと議長に対して説明されたことについての内容確認はどのようにされたのでしょうか。

○議長 辻本 一夫君

横尾議員。

○議員 11番 横尾 武志君

何の内容か、ここに書いてあるやないですか。

自分たちが呼ばれて、議長室に行ったんやろ。でも「ハラスメントはしてない。」と言うた。で、「謝罪もしません。」と、そういうことやろ。それじゃいけんやろ。だから、ここに書いとるやない。あなたたちがハラスメントをしたとかせんとか決めるべきじゃない。これは受けるほうが決める。だから、そういう恐ろしい脅威に感じたら、素直にね、謝ればいい。

今朝の1番の議会で、町長は何と言いましたか。先だつての一般質問で勘違いがあったり、い

ろんなことがあったからって素直に謝っとるやないか。おまえたちは全然謝らんやないか。それが議員の資質たい。分かる？妙な質疑をしたら駄目よ。反省をしなさい、反省を。でも、俺は信国議員はそんなにしてないとは思うとるから、そやからあんまり言うてない。ただ着いていったんやろうと。そこで何で止めんやったかちゅうことだけ言いよるわけ。

何を言いたいん。まだ言いたい？

終わります。

○議長 辻本 一夫君

信国議員。

○議員 5番 信国 浩君

今、「なぜ止めなかったか。」というところでありましたので、私、「そんなところ聞きよるわけやない」と呼ぶ者あり)

○議長 辻本 一夫君

質疑ですよ、質疑。なければなくていい。ありませんね。

そのほか、川上議員。

○議員 10番 川上 誠一君

急に横尾議員からですね、辞職勧告決議を求める動議が出たのでちょっと内容もまだ十分検討してないということもあります。確かにこの中に書いてあるようにですね、まず、県の土木事務所に行ってからね、そういった町に対して抗議があったということも事実ですし、私も妹川議員が産業観光課に行ってトラブルがあったという話は聞いておりました。

それで、この中にもあるようにですね、議員による職員のパワーハラスメントという点では、ハラスメント自体もですね、行った側がどう感じるというよりも受けた側がどう感じるという、それがやっぱり1番大事であるという、そういった点は理解できます。ただ、同席した信国議員の調書では、そういった声はなかったというようなことが書いてありますし、私はこのアンケートを見てもですね、職員のいろんな思いもこう書かれてるんで、それはそれなりに受け止めたいと思いますが、ただ急にこういった辞職勧告決議を求める動議を出されてもですね、十分な審議をしないで真相が分からない中で、これに対して賛成か反対かを出すというのはなかなか厳しいと思いますんで、私はできればですね、議会で調査特別委員会をつくって、この問題について関係する議員とか職員とかそういったものと呼んだ中からですね、何が起こったか真実を明らかにして、その中で処分を考えるべきだと思いますけど、その点はどうなんでしょうか。

○議長 辻本 一夫君

横尾議員。

○議員 11番 横尾 武志君

事件が起きたのがね、6月なんよ。議会の対応が遅いで9月、10月になつとる。今さら何の特別委員会をつくってこの審議を確かめるん。

皆さん方もそうでしょう。6月の時点でこういうことがあったちゅうのは、知らんとは言わせんよ。そしたら、何で自分たちで調査なりしてから、「ああ、それはいかんな。」ということは分かるんじゃないかな。それこそ、おかしいんじゃないですか。もう3か月も4か月もたって、やっと動議を出さんと、こういうことが動かん。芦屋町議会の恥ばい。

○議長 辻本 一夫君

川上議員。質疑ですからね。

○議員 10番 川上 誠一君

確かに6月にあった時点で聞いて、そして議長室に呼ばれてからっていう話は聞いてますけど、それに対して否定したということがあります。その後、議長としてもですね、いろんな議会の委員会とか、また全員協議会とかそういったものが開ける機会があった中で、そういった話が全然出てこなかったという点でね、それを今、横尾議員が辞職勧告決議を求める動議を急に出されてもね、私はやっぱり、もっとやっぱりちゃんと調査して、そして納得した中で処罰を決めるべきだというふうに思います。果たして辞職勧告決議が、それが最も適正なのか、そういったところもまだ判断がつきませんのでですね。

私は、やっぱりそういった点では議会特別委員会をつくって、調査特別委員会をつくって、その中で明らかに……

○議長 辻本 一夫君

川上議員、川上議員。討論になりよる。討論になりよる。後でありますから、討論は。そのほか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 辻本 一夫君

ないようですから質疑を終わります。

ここで、先ほど妹川議員から弁明の申出についてありました。

お諮りします。この申出について賛成の方の挙手を求めます。（「何の弁明なん？」と呼ぶ者あり）

〔挙手〕

○議長 辻本 一夫君

賛成少数であります。よって、妹川議員の弁明の申出に同意することは否決することに決定いたしました。

お諮りします。本件については委員会付託を省略したいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議あり」と呼ぶ者あり〕

○議長 辻本 一夫君

ただいま川上議員から「異議あり。」の言葉が出ましたが、委員会付託を省略することに対して採決を採ります。

委員会付託を省略することに賛成の方の挙手をお願いします。

〔挙 手〕

○議長 辻本 一夫君

賛成多数でございます。よって、委員会付託を省略することに決定いたします。

ただいまから討論を行います。

本件についての討論を許します。ありませんか。川上議員。

○議員 10番 川上 誠一君

私は、この妹川議員の辞職勧告決議を求める動議については反対いたします。

理由としてはですね、やはり急にこういったものを出されて、議員の身分に関わることをこの短時間で即決するということには、やっぱりおかしいというふうに思います。

やはり、確かにこういった時系列の問題があるとすればですね、そういった問題をちゃんと議会の調査特別委員会ですら、解明して行って、そしてその中でどういった処罰を行うかということを経験者が判断するということが必要ではないかなと思います。

議員の多数を力にですね、こういったことを強行することについては断固反対いたします。

○議長 辻本 一夫君

そのほか、そのほかありませんか。内海議員。

○議員 1番 内海 猛年君

1番、内海です。妹川議員への辞職勧告決議を求める動議に対して、賛成の立場で討論を行います。

ただいま横尾議員より、妹川議員への辞職勧告決議を求める動議が提出されました。提出理由は先ほど述べられましたように、本町産業観光課において職員との対話中に激高し、大声を出した行為により恐怖を感じた職員や、事務や電話の一時中断を強いられた事務執行に支障を来すなどのハラスメント行為が行われたため、芦屋町長より、町職員に対する妹川議員の言動に関する申入れ書が提出されたことによるものでございます。

芦屋町議会として申入れ書に対し7月28日、私も同席の上、議長より妹川議員及び当日同行されていた信国議員へ反省を促す意味で厳重注意を行いました。しかし、その席上、妹川議員はハラスメント行為を受けた職員を案じることもなく自身の正当性を述べるのみで、「誰がそんなことを言っているのか。そんなやわな職員ばかりなのか。私をおとしめようとしている。」などと発

言されるばかりで反省の言葉はなく、ましてや職員への謝罪の気持ちは全く見受けられませんでした。

議員必携には議員の責務として、「議員は、住民から選ばれた代表者として議会の構成員となるものであり、人格・識見ともにすぐれた代表であること。また、その身分は特別職の公務員である」と記されており、常に議員は自分の行為には責任を持たなければなりません。妹川議員が取られた言動においてはこの行為に至るまでの経緯に問題があるにしても、町長より町職員に対する妹川議員の言動に関する申入れ書が提出されるようなことは、議員としての資質に問題があると言わざるを得ません。ましてや妹川議員には、令和2年11月の臨時議会において北九州県土整備事務所での言動に対し議員辞職勧告決議案が提出され、賛成多数で可決しております。

このように、再度の言動は芦屋町議会の名誉を傷つけるものであり重大な行為であると考え、動議に賛成いたします。

以上です。

○議長 辻本 一夫君

そのほか。信国議員。

○議員 5番 信国 浩君

5番、信国です。反対の立場で答弁させていただきます。

確かにここにありますように県の土木事務所における行為があったということは聞いておりますけれども、今回の場合とは状況が大きく違っており、また実際にここで、先ほどありましたように激高されたというところにつきましては、私は賛同できません。

確かに行政のほうの対応に対して不適だったと私も思います。それで激高したというよりも驚愕——驚いたというところで若干声が大きくなりかけたので私は制止して、「それ以上は声が大きくなりますよ。」と言って止めましたので、それからは私にすれば普通の会話だったというふうに思っております。ただし、その内容についてをしっかりと議論していただきたいと思います。それがなされない上での辞職勧告については、賛同できません。

以上です。

○議長 辻本 一夫君

そのほかありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 辻本 一夫君

ないようですから、以上で討論を終わります。

ただいまから採決を行います。

お諮りします。追加日程第1、妹川議員に対する辞職勧告決議について、賛成の方の挙手をお

願います。

[挙 手]

○議長 辻本 一夫君

賛成多数であります。

よって、妹川議員に対する議員辞職勧告決議については可決することに決定いたしました。

妹川議員の入場を求めます。

[8番 妹川 征男君 入場]

○議長 辻本 一夫君

以上で、討論及び採決を終わります。

○議長 辻本 一夫君

以上で、本日の議事は全て終了いたしました。

これをもって本日の会議を閉じ、併せて令和4年第3回芦屋町議会定例会を閉会します。

長い期間の御審議、お疲れさまでございました。

午前11時52分閉会

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

年 月 日

議 長

署名議員

署名議員